

第1章 計画策定の趣旨

1 必要性と目的

(1) 地域福祉計画の必要性

かつて、地域の生活課題は、家族や近所の人々など、地域住民の「お互いさま」の意識に基づく「助け合い」により、解決されてきました。

しかし、近年では少子高齢化や核家族化の急速な進行及び生活形態の変化に伴い、地域住民の意識や価値観は多様化し、地域の生活課題は増大しました。

地域における生活課題は、民間の福祉事業所や行政などが提供する福祉サービスにより対応していますが、増大し、複雑化する生活課題に対して、そのような福祉サービスだけで対応するには限界があります。

そこで、地域の住民による積極的な「助け合い」があらためて必要になります。地域で支援や手助けを必要としている人に対し、地域住民一人一人が積極的に手をさしのべることにより、生活課題が解決できることがあります。また、潜在する状態にいち早く気付いてあげることで、課題になる前に解決できることもあります。

その結果、地域住民一人一人が地域づくりに参加することになり、そのような小さな「助け合い」の積み重ねが、地域の活性化につながります。

「地域福祉」とは、年齢や障害の有無などに関係なく、地域住民、団体などが主体となり、共に支え合って地域における社会福祉を推進していく取り組みのことをいい、「地域福祉計画」は、この取り組みを指針とすることにより、地域住民一人一人が自立し、地域で安心して生活するために必要な計画です。

(2) 計画の目的

この計画は、地域住民一人一人が地域における様々な活動に積極的に参加するための環境づくりや、地域福祉に取り組む団体が意欲的に活動していくための環境を整備することにより、岩国市全域で地域福祉を推進していくことを目的とします。

2 計画の位置付け

(1) 法令上の位置付け

この計画は、社会福祉法第4条に規定する地域福祉を推進するため、同法第107条の規定に基づき策定する市町村地域福祉計画です。

社会福祉法(抜粋)

(目的)

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護および地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地方福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

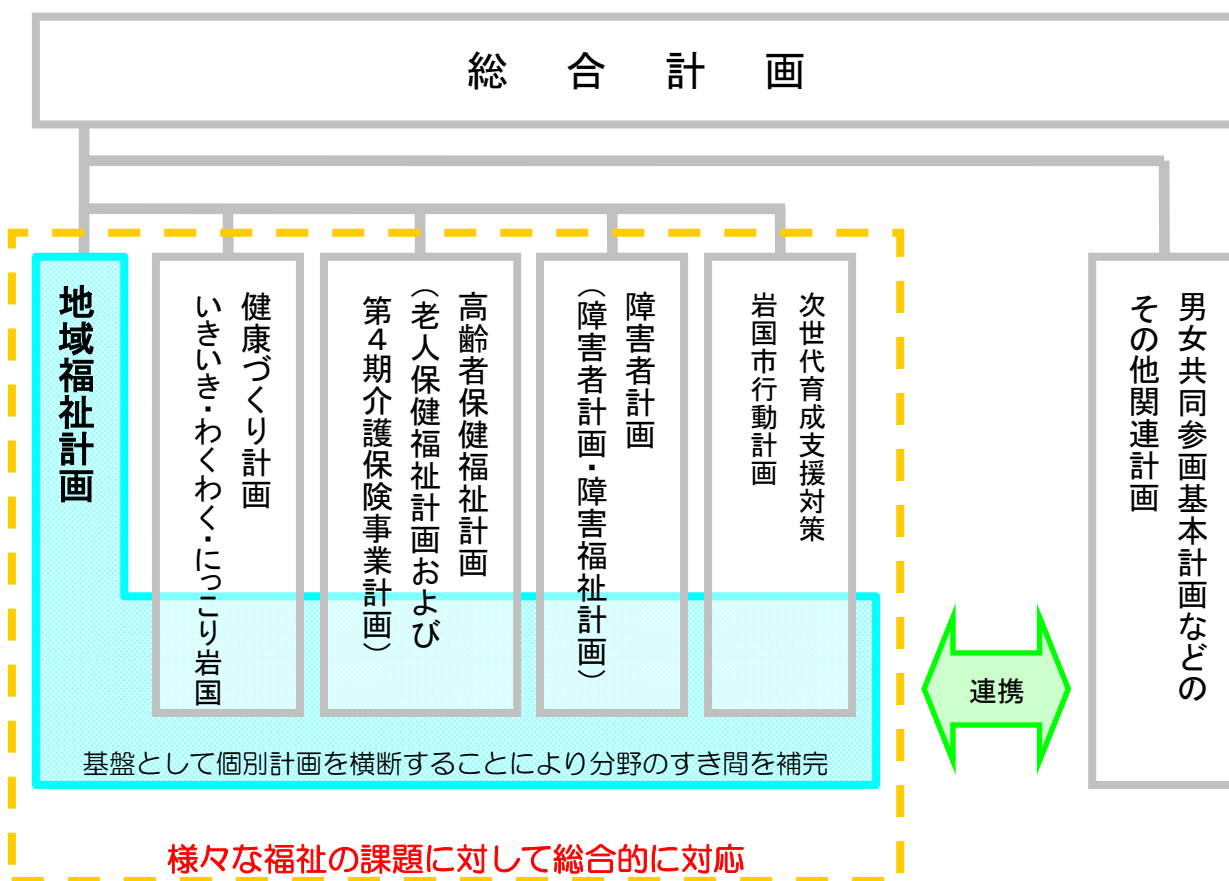
(2) 岩国市総合計画及び各個別計画との関係

岩国市総合計画とは、岩国市のまちづくりの行政運営指針の最上位計画で、まちの将来像や達成する目標などをとりまとめたものです。

地域福祉計画は、岩国市総合計画の部門計画として、それぞれの基本目標の実現に向けた計画としています。

また、地域福祉計画を各個別の福祉計画の基盤として横断的に位置付けることにより、地域住民や団体などが取り組む地域福祉と、行政が取り組む福祉サービスを組み合わせ、様々な課題に対して総合的に対応していきます。

地域福祉計画と各個別計画との関係



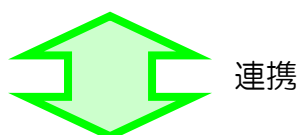
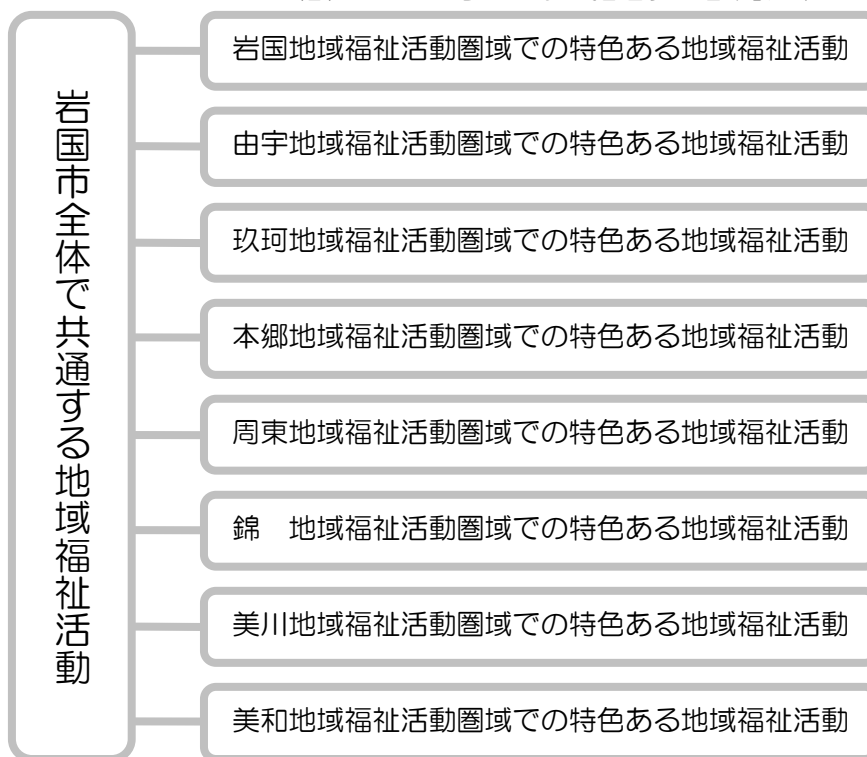
(3) 岩国市地域福祉活動計画との関係

岩国市地域福祉活動計画とは、岩国市社会福祉協議会が中心となり策定している計画です。この計画は、社会福祉協議会が中心的役割を担い、地域住民や各団体などと協力して、民間サイドからの福祉によるまちづくりを推進するために策定された具体的な活動を示す計画です。

行政サイドから地域福祉への環境づくりを推進する地域福祉計画と、民間サイドから福祉によるまちづくりを推進する地域福祉活動計画とが連携して取り組むことで、より効果的に地域福祉の推進を図ります。

地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係

岩国市地域福祉活動計画（岩国市社会福祉協議会が中心となり、民間サイドから福祉によるまちづくりを推進する活動計画）



岩国市地域福祉計画（行政サイドから地域福祉への環境づくりを推進する基本計画）

(4) 山口県地域福祉支援計画との関係

山口県地域福祉支援計画とは、山口県における地域福祉推進の基本方針を示したもので、県民、民間団体、市町及び県における役割や支援事項などについて定めています。

岩国市地域福祉計画は、山口県地域福祉支援計画が示す役割に基づき支援を受けながら、岩国市独自の地域福祉施策を推進していくことで地域福祉の推進に取り組みます。

3 計画期間

この計画は、平成22（2010）年度から平成26（2014）年度までの5か年を計画期間とします。また、社会情勢の変化や法令の改正などに伴い、適宜見直しを行います。